

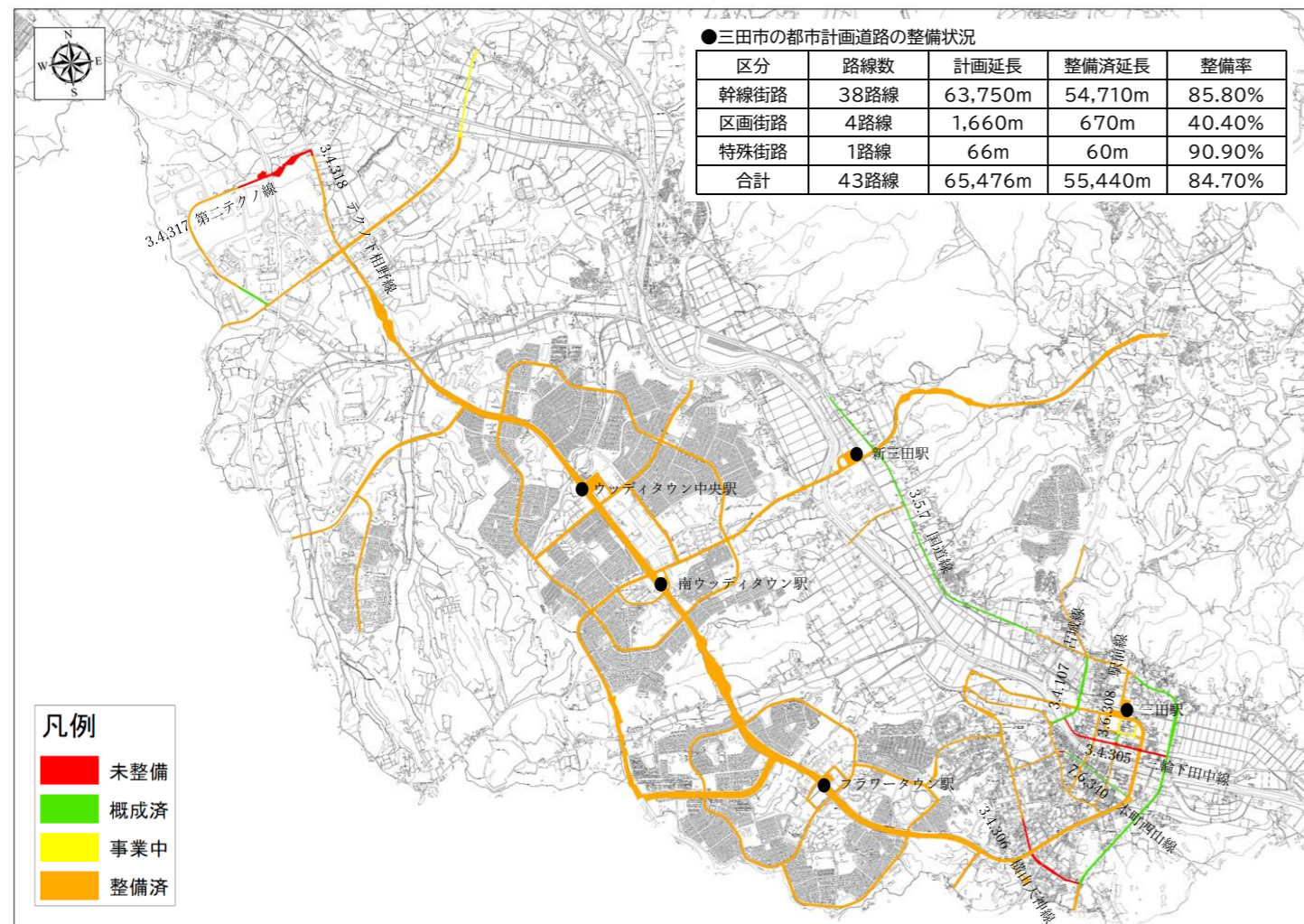
三田市都市計画道路見直し方針(素案) <<概要版>>

1 都市計画道路とは

- 都市計画道路は、都市の将来像を達成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するために、都市活動を支えている根幹的な施設であり、都市計画法に基づき定める道路です。
- 都市計画道路の機能として、人やモノの移動を確保するための「交通機能」、日照の確保や災害時の避難通路、ライフライン等を収容するための「空間機能」、都市の骨格を構成するための「市街地形成機能」を有しています。

2 三田市の都市計画道路の整備状況

- 本市の都市計画道路は、幹線街路、区画街路、特殊街路の43路線約65.5kmがあり、そのうち整備済区間が約55.4km、概成済区間が約6.6km、事業中区間が約0.9km、未着手区間が約2.5kmあり、整備率は84.7%となっています。



※整備済 : 道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長。
 ※概成済 : 改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道(概ね計画幅員の2/3以上)を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長。
 ※事業中 : 事業費が予算化されている都市計画道路延長。
 ※未着手 : 整備済、概成済及び事業中以外の都市計画道路延長。
 ※幹線街路: 国道線、古城線、三輪下田中線、横山天神線、駅前線、第二テクノ線、テクノ下相野線が該当。
 ※区画街路: 本町西山線が該当。

3 見直しの必要性

都市計画道路をとりまく課題とまちの将来像

都市計画道路の課題

本市の未着手路線(概成済路線も含む。)は、当初決定から50年以上が経過している路線が大半を占めます。これらの計画区域に含まれる地権者には、長期間にわたり建築行為に対して一定の制限が課されている状態です。

⇒今後も整備の見込みのない都市計画道路が存在することで、更に長期間の建築制限を受けることとなるため、未着手、概成済の都市計画道路について見直しを行い、整備の必要性及び実現性等から総合的に判断して、整備すべきではない路線(区間)については、計画の廃止や変更を行うことで、できるだけ早期のうちに不要な制限を解除することが必要です。

社会情勢の変化

これまで増加してきた人口は、減少に転じており、令和22年の本市の人口は、将来人口推計では10万人を下回る予測がされており、自動車交通量も合わせて減少することが見込まれます。

⇒人口や自動車交通量の減少に応じた持続可能な道路交通体系を構築することが必要です。

まちづくりの方向性

三田市都市計画マスタープランには、本市の将来像実現に向けて必要な道路ネットワークの形成や、長期未着手路線の見直しについて示されています。

⇒中長期的な視点による、これからのまちづくりを進めるうえで、根幹となる施設である都市計画道路の整備方針を明らかにすることが必要です。

まちづくりの将来像を踏まえた都市計画道路の見直しが必要

4 見直しの基本的な考え方

①本市の将来都市像を踏まえた見直しを行います。

都市計画道路の見直しに際しては、本市の将来都市像を踏まえるため、「第5次三田市総合計画」(令和4年4月)、「三田市都市計画マスタープラン」(令和5年4月)等の上位・関連計画との整合を図りながら見直しを行います。

②ガイドラインに基づいた見直しを行います。

本市の都市計画道路の見直しは、ガイドラインに基づき、各路線の位置づけや都市計画道路網全体の配置状況等、各路線の必要性を検証し、見直し理由を明確にしながらか進めることとします。

③住民への情報提供に配慮し、住民の理解と合意形成に努めます。

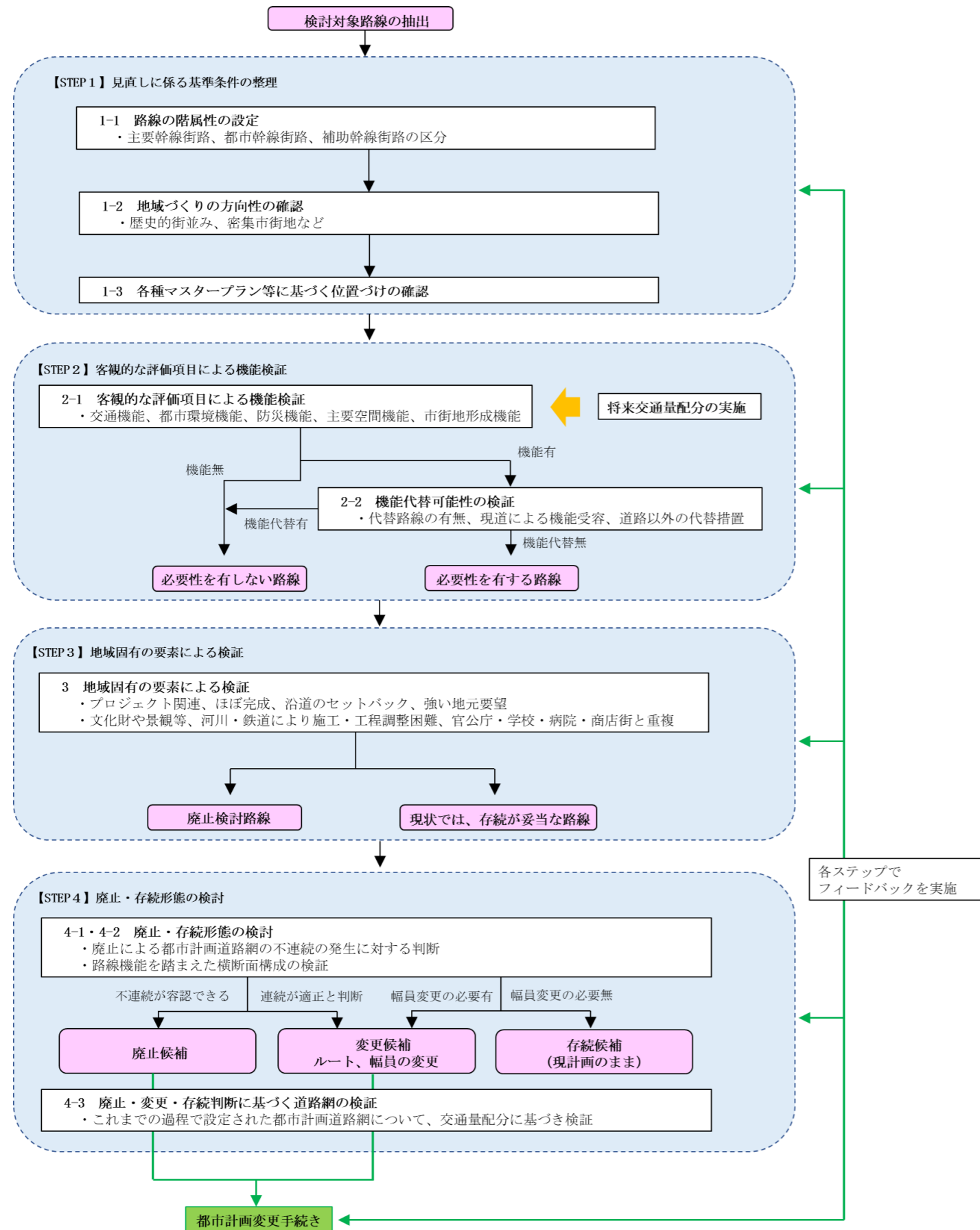
都市計画道路は、住民や地域のまちづくりに与える影響が大きい都市施設であることから、その見直しに当たっては、道路の必要性や見直しの理由について住民への十分な情報提供を行い、合意形成に努めます。

④三田市が主体となり、関係機関との協議・連携により見直しを進めます。

地域の実情を最も把握している本市が主体となり、関係機関と連携し、調整を図りながら見直しを進めていきます。

5 見直しの進め方

●都市計画道路の見直し方針は、以下の判定フローに基づき検証・評価します。



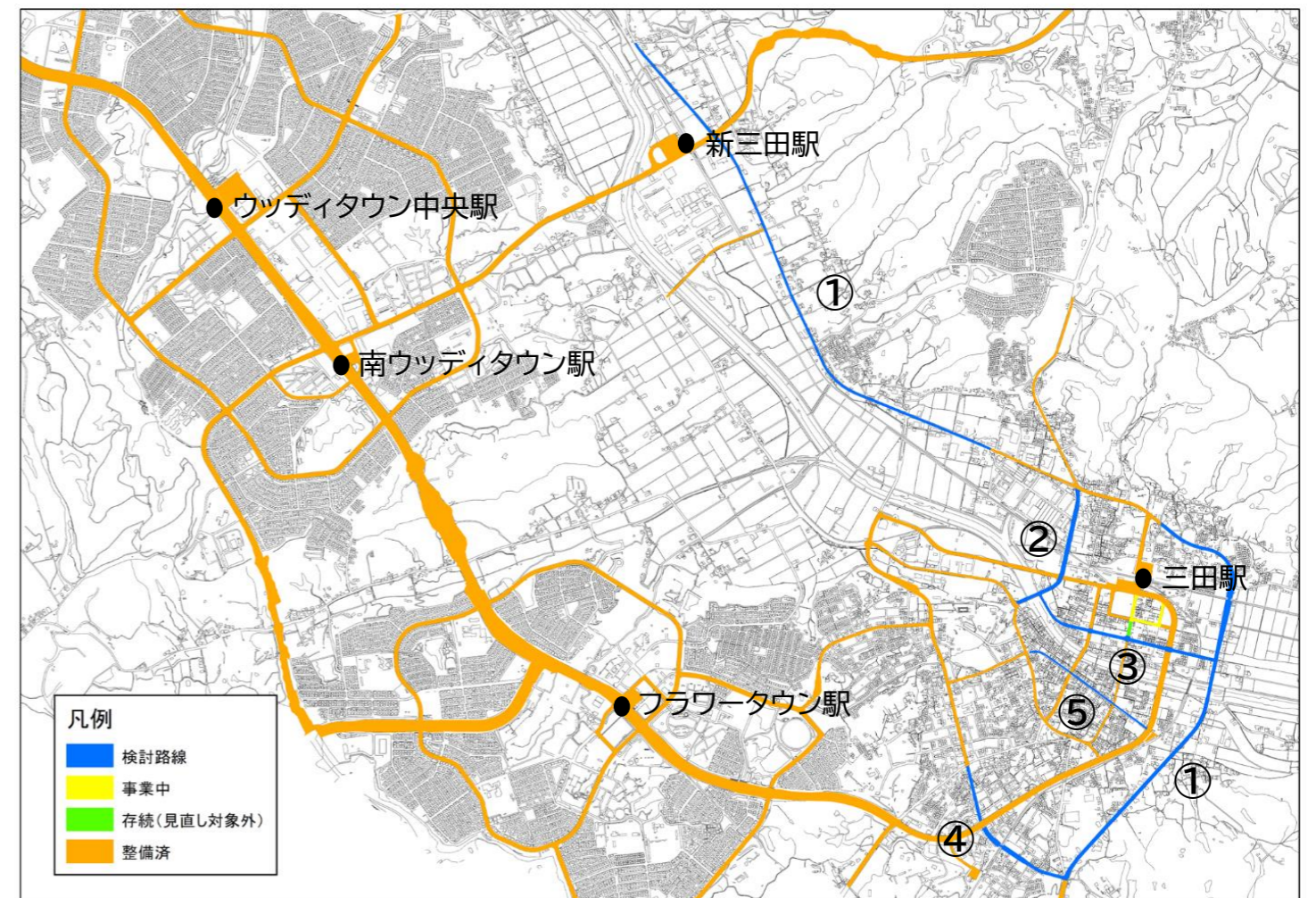
6 見直しの検討対象路線の抽出

●ガイドラインに基づいて、以下の5路線を見直し検討対象路線とします。

▼見直し検討対象路線

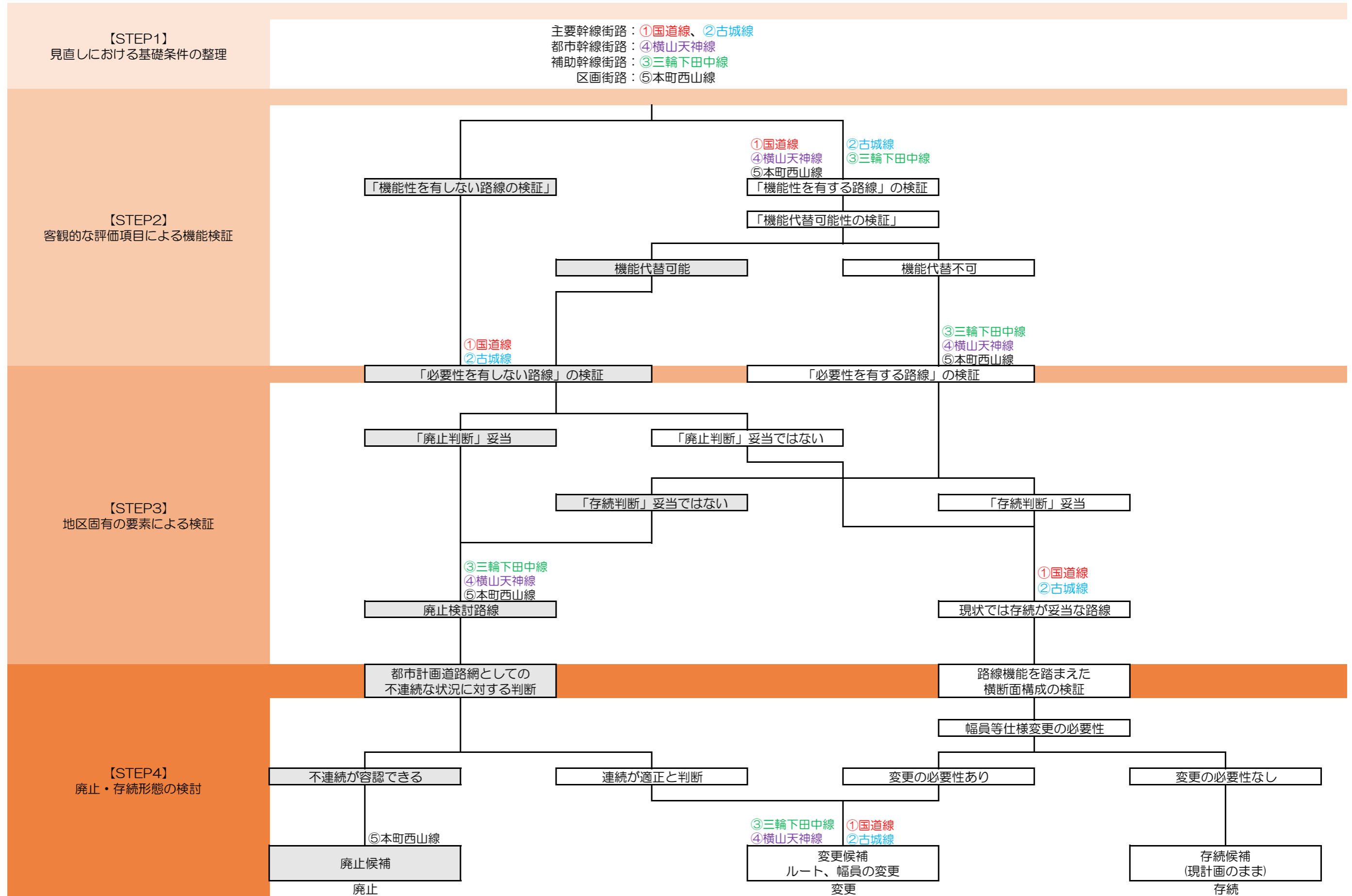
検討区 間 番号	路線名称	決定者	当初決定	幅員 (m)	車線 の数	計画 延長 (m)	整備済 延長 (m)	未整備 延長 (m)	概成済 延長 (m)
①	国道線	県	S34.1.17	12	2	5,920	1,090	0	4,830
②	古城線	県(県道部) 市(市道部)	S34.1.17	18	2	710	0	0	710
③	三輪下田中線	市	S48.2.13	16	2	960	0	960	0
④	横山天神線		S34.1.17	16	2	2,010	1,230	780	0
⑤	本町西山線		S34.1.17	9	2	1,160	390	50	720

▼見直し検討対象路線位置図



7 見直しの評価結果

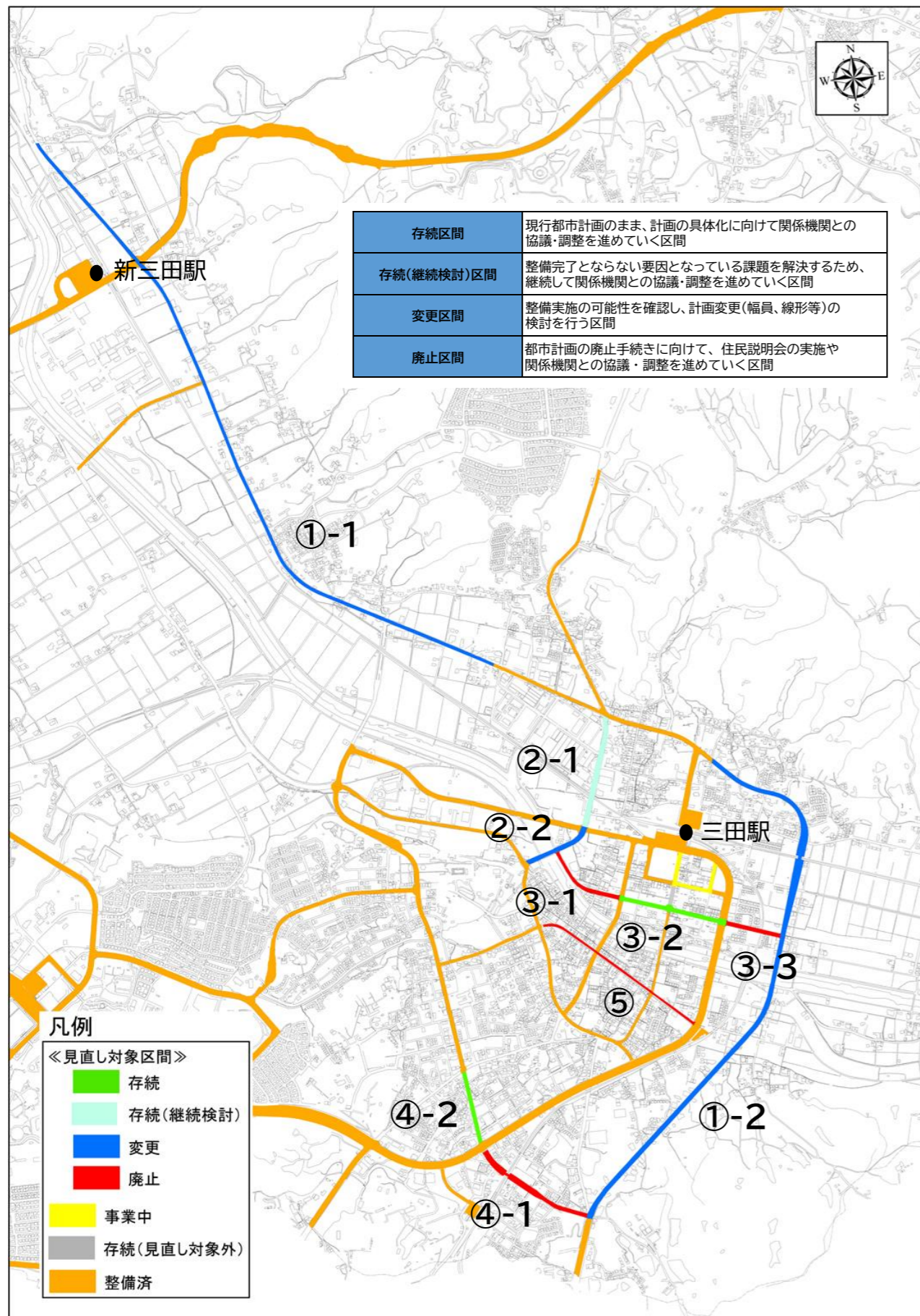
●判定フローに基づいた評価結果を以下に示します。 ※評価結果は路線全体としての結果を示しています。



8 見直しの方針(素案)

●都市計画道路の見直し方針は以下のとおりです。

▼見直し方針図(素案)



▼見直し方針(素案)

検討区間	路線名(対象区間)	対象延長(m)	見直し方針	理由	
①	国道線	①-1	2,800	変更	全区間が概成済となっており、本路線に必要とされる機能を踏まえた幅員構成の再検討が必要であるため、「変更」とする。
		①-2	2,030		
②	古城線	②-1	430	存続(継続検討)	対象区間が概成済となっており、本路線に必要とされる機能を踏まえた幅員構成の再検討が必要であるが、対象区間にJR宝塚線との交差があり、新設(改良)する道路は、立体交差での計画とする必要(道路法第31条:道路と鉄道の交差)がある。したがって、現計画を存続とはするが、JR宝塚線と立体交差する計画は、縦断線形等の道路構造上の課題や沿道施設立地に多大な影響を及ぼすため、「存続(継続検討)」とし、継続して関係機関と協議・調整を進めていく区間とする。
		②-2	280	変更	対象区間が概成済となっており、本路線に必要とされる機能を踏まえた幅員構成の再検討が必要であるため、「変更」とする。
③	三輪下田中線	③-1	320	廃止	廃止による周辺路線の交通容量に問題がないため、「廃止」とする。
		③-2	420	存続	まちなかの回遊性向上等、三田駅周辺のにぎわいのある空間形成に寄与する区間であるため、「存続」とする。
		③-3	220	廃止	廃止による周辺路線の交通容量に問題がないことに加え、対象区間に神戸電鉄三田線との交差があり、整備にあたっては鉄道への影響が大きいと見られるため、「廃止」とする。
④	横山天神線	④-1	480	廃止	廃止による周辺路線の交通容量に問題がないことに加え、対象区間に神戸電鉄三田線との交差があり、整備にあたっては縦断線形等の道路構造上の問題があるため、「廃止」とする。
		④-2	300	存続	都市の骨格の形成に寄与する区間であり、地区内の自転車・歩行者ネットワークの連続性に寄与する区間であるため、「存続」とする。
⑤	本町西山線	⑤	770	廃止	廃止による周辺路線の交通容量に問題がないため、「廃止」とする。

9 見直しの進め方

●都市計画道路の見直しに向け、以下のフローで進めていきます。今後は、個別路線の見直し方針(素案)に示した方向性に沿って、具体的な変更計画を検討・立案し、関係機関と十分に調整しながら、住民等利害関係人の合意形成が得られた路線から都市計画変更の手続きを進めていきます。

